

お詫びと訂正

弊社刊行の『障害者総合支援六法令和二年版』の本文中、以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

(二〇二二年一月二日更新)

該当頁	段	該当箇所	誤	正
一〇八八	三	二〇七行目	<p>(高等学校、大学の意味)</p> <p>第九〇条 第二十八条第三号、第四十三条第三号及び第八十二条第三号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。</p> <p>2 第四十三条第二号及び第八十二条第二号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。</p>	<p>(高等学校、大学の意味)</p> <p>第九〇条 第二十八条第五号、第三十八条第二項第四号、第四十三条第八号及び第八十二条第七号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。</p> <p>2 第二十一条第四項、第二十七条第三項、第三十八条第二項第六号イ、第四十二条第四項、第四十三条第四号、第七十五条第三項、第八十条第四項及び第八十二条第四号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。</p>
一三二五	三	<p>終わりから 一一〇七行 目</p>	<p>五 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 介護給付費等単位数表第五の1のイの(1)の療養介護サービス費(1)を算定すべき指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準</p>	<p>五 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 介護給付費等単位数表第五の1のイの(1)の療養介護サービス費(1)を算定すべき指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生活支援員」という。)の員数が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二十六条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。))第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第五の1の注2に規定する者を除く。ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)において同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。</p>